HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ブルターニユにおける新税(十分の一税、二十分の一税)の創設と変容 : 《régie》と《abonnement》
Author(s)	吉田, 弘夫
Citation	北海道大學文學部紀要, 13(2), 125-183
Issue Date	1965-03-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33293
Type	bulletin (article)
File Information	13(2)_P125-183.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ブルターニュにおける新税（十分の一税、二十分の一税）の創設と変容——《régie》と《abonnement》——

吉田弘夫

ブルターニュにおける新税（十分の一、二十分の一税）の創設と変容

——《régie》と《abonnement》——

吉田弘夫

はしがき

戦後わが国学界における最大の関心事は、一言でいって封建制理解にかかわる問題にあったといって過言ではあるまい。それは、戦後わが国の社会が解決をせまられた課題として、その残存せる前近代的要素の廃棄を背負っていた以上当然のことである。そこからして、西欧諸国における封建制廃棄の過程、すなわち、封建社会から近代社会への移行を画する市民革命の問題が主要な研究課題となった。この研究は主として社会＝経済史学の側からなされ、封建的諸権利の廃棄を基本課題とする市民革命が攻撃対象とした絶対王政の基礎構造、つまり、アンシアン＝レジーム期における「封建的土地所有」の歴史的内容を解明することに努力がそそがれた。ここで、絶対王政はその封建的性格が強調されることになる。

他方、封建的残滓の克服という現実的課題は封建制に関する多義的理解を生ずる結果となり、封建制概念の明確化が要請される。従って、封建制の起源が問題とされ、中世国家における封建制の研究が深められることになる。この分野は、就中、政治＝法制史学の観点からなされたのであり、この場合封建制は主として「レーン制(Lehnswesen)」

として理解された。この観点からすれば、絶対王政は、「レーン制」をもって国家秩序を保たざるを得ない公権力の分散状態を克服したものとされ、その近代的性格が強調された。

以上の如き研究状況からして、われわれが絶対王政を問題とする場合、さらに、中世から近代への移行を問題とする場合、これら二つの絶対主義像の乖離に、したがってまた社会＝経済史的発展と政治法制史的発展の齟齬に直面することになるのである。

これら二つの見解の乖離を媒介統一する一つの試みとして「身分制」の問題がとりあげられた。

この観点からする媒介統一の試論が、成瀬治氏によって提示されている。[1] 成瀬氏はまず、絶対主義の現実は決して「静態的」に把握されるべきではなく、きびしい緊張をはらむ「動態的」政治過程であったという認識を出発点とされる。そしてこの緊張関係、「動態的」政治過程のよってくるところとして、絶対王政下における「身分制」原理およびこれを支える「家産的」観念の存在を想定される。例えば、フランス絶対王政においてすら、身分制議会の存続（États provinciaux）、高等法院（Parlements）を核とする中世的国法観念の存続が王権の一元的支配を制約している場合、また、官職売買（vénalité des offices）およびその世襲化が、絶対王政の基礎構造における「寄生地主制＝半封建的土地所有」の形成という形でおこなわれる領主制の再編成と密接に関連している場合、そこには「身分制」原理およびそのイデオロギーとしての「家産的」観念が前提されている。さらに、《近代的自然権思想の形成に対して、シュテンデ的な「旧き権利」の観念が大きな寄与をなした》[2] とされる場合。成瀬氏が市民革命以前の社会における「身分」の歴史的役割についての検討を提唱されるゆえんである。

本稿は「身分制」研究の一環として、絶対主義国家における「身分制」的要素の再評価を意図するものであるが、

特に財政史的観点からアプローチしてみたい。なぜならば、絶対王政期の国家財政における家産的性格は、国王に属する《domaine》ないしは、《droits domaniaux》を考慮すれば明らかなところであり、他方、王国租税における「身分的」特権の制約についても一般に指摘されるところであるからである。そして「身分的」特権の制約による租税収入の停滞は、生産関係の変化による王領地収入の漸減、国家経費の膨張とあいまって絶対王政の財政危機を惹起し、この財政危機が少なくともフランス革命の直接契機となっているのである。この点で絶対主義財政における「身分的」「家産的」要素の検討は意味あることと思われる。

市民革命後のブルジョワ国家における、権力と所有、統治権＝徴税権と財産権の分離にもとづく近代的租税の成立、いわゆる租税国家（Steuerstaat）確立の問題が、絶対王政期にいかなる形であらわれてくるか。本稿は、十分の一税（dixème）[3]二十分の一税（vingtièmes）という絶対王政期における直接税の改革に焦点をあててこの問題を考えてみたい。これらの新税は後に検討するごとく、極めて近代的・合理的性格を持ってあらわれる。新税が近代的・合理的色彩をおびて出現せざるを得なかった理由は何か。またこれらの新税が本来意図された性格をいかに変容するか。新税の変質にあたって「身分制」的原理がいかなるかかわりあいを持つか。かかる諸点の検討を通じて、絶対主義時代における「身分制」的要素の再評価という課題に一例を供したいと思う。

また、新税創設の問題を特にブルターニュ（Bretagne）について取り上げた理由は、ブルターニュが身分制議会（États provinciaux）の存在という地方的特権を有するいわゆるペイ＝デタ（pays d'états）だからであって、王国財政一元化のより進んだペイ＝デレクション（pays d'élections）における場合以上に、「身分制」的要素との関連における新税の変容の問題がより集約的にあらわれていると思われるからである。[4]

註

(1) 成瀬治「絶対主義とは何か」(『歴史教育』8ノ9)

(2) 成瀬治「初期自由主義と「身分制国家」――ヴュルテムベルグ憲法の成立をめぐって――」(『北海道大学文学部紀要』8) 九三頁。

(3) 本稿において検討される十分の一税 (dixième) は教会十分の一税 (dîme) とは全く別個のものであることに留意されねばならない。

(4) 絶対王政の一元的支配を強調する立場からすれば、ペイ＝デタの意味について極度に過少評価がなされる。例えば、《辺境の地方には地方等族会(エタ ヴロヴァンシオ)なるものがあって税の協賛を行ってきたものであるが、これも永久課税がきまってからは中央政府で決定する課税額を丸のみにし、それを各納税者にふりあてる仕事だけを行い、臨時的な人頭税(カピタシオン)や二十分の一税(ヴァンティエーム)が課されるときだけ王政府と折衝した。それもアンタンダンの強圧によって王命の拒否されることはなかった。頑強な抵抗者には王署名の逮捕状 lettre de cachet がまっていて誰でも即座に逮捕され、裁判もされずに投獄されるからである》松平斉光「フランス革命と一元的国家観」(日本政治学会年報一九六三年「政治思想における抵抗と統合」) 五頁。王権による一元的支配の進展を否定することはできないが、一元的支配を強調するあまり、王権がこうむった制約を軽視してはなるまい。本稿は新税の創設と変容の問題に限って、絶対王政の所謂一元的支配の実態にふれてみたい。

一、ブルターニュにおける王国財政と州財政

ペイ＝デタにおける王国財政の進展、およびそれに対して州財政がいかなる意味を持ち得たかという観点から、十分の一税、二十分の一税の創設と、その州における実現形態を問題とするので、まず、ブルターニュにおける王国財政と州財政の構成について一応の検討をすることが適当と思われる。

ブルターニュでおこなわれる租税などの徴課は基本的にはブルターニュ公領時代に設定されたいわゆる《impôts ducaux》が、王国併合後も継続して維持され、王国租税 (impôts royaux) となったものである。したがって、ペイ

＝デレクションとの対比において、公領時代に設定されなかったゆえにブルターニュに存在せぬ租税もある。例えばタイユ（taille）、消費税（aides）、塩税（gabelle）、がこれである。[1]

他方、新税の創設、御用金（subsides）の要求に対しては、王国併合時に州が、《幾許の金額といえども予めそれが当該地方の三部会に対して要求され、三部会によって同意され（octroyé）ぬならば、ブルターニュ人（Bretons）に対して課税されることはできない》[2]、という特権を獲得しており、これが地方三部会（États provinciaux）の存在理由であったと同時に、ブルターニュにおける王国財政に制約を加えかつ財政制度自体を極めて錯綜せるものとした。ブルターニュにおける財政制度を大別すれば、王国財政が国王の全権をもって行使しうる部分と議会（＝地方三部会）の同意を必要とする部分とにわけられ、加えて、ブルターニュ固有の州財政が存在したのである。したがって、王権が新税を導入設定する場合、ペイ＝デレクションとはことなる多くの問題を生じたのである。

以下、ブルターニュにおける王国財政と州財政を、それぞれその税目を列挙しつつ概観したい。

I　王国財政（fiscalité royale）

(1)　徴収に関し国王が全権を有する部分。

(イ)　「国王直轄財産」（domaine）収入。

これに属するものとしては、物権移転の際の登録税、公正証書などの登記税の性質のものである《droit de contrôle》、《droit de scel》、《droit de insinuation》、《droit de centième denier》、特定書類に一定の印刷された書式を使用させる《droit de timbre》、および平民の封地取得税《droit de franc-fief》があげられる。[3]

これらの徴収は総括請負（Ferme générale）によってなされた。また、これらは一七五九年に州に譲渡され、さらに、一七七一年、財務総監テレー（Joseph-Marie Terray）によって回復されるという移動がある。[4]

なお、この項目に属し、総括請負によらず直接徴収（Régie générale）されたものも少額あったが、詳細は不明である。（表(1)参照）

(ロ) 「専売・独占」（monopoles）収入。

この項目において圧倒的に多額の税収をあげたものは、タバコのそれであって、表(1)に示される如くである。その他、火薬、郵便業務（postes et messageries）、貨幣鋳造などの専売・独占がある。徴収方式は総括請負による。

(ハ) 「海関税」（traites）収入。

これには、公領時代に船舶の出入に関し創設されたものとして、《droit de ports et havres》、《droit de brieux》《droit de la prévôté du Nantes》[5]があるが、これらはブルターニュにおける局地的性格のものであり、多額の税収をもたらしたものではない。王国併合後、これらに統一的関税（droits uniformes）として、外国船に対する《droit de 50 sous par tonneau》および《droit de douane》が付加される。表(1)の金額はこれらの総計である。徴収は総括請負による。

(ニ) その他

以上、主として総括請負によって徴収されたものを列挙したが、同方式で徴収され、税目など詳細不明のものがある。金額のみ表(1)に示す。

(ホ) 直接徴収（Régie générale）によるもの。

この項目には多くの商品流通税がある。すなわち、皮革、食肉、澱粉、カルタ、紙・厚紙に関する商品流通税および商品検定料（marques d'or et d'argent）家具販売額に対する《4 deniers pour livre》、および官職（officces）

表 (1)

ブルターニュにおける王国財政収税額（1778年）

項目	金額（リーブル）	徴収方式
(1) 国王が全権を有する部分		
イ）国王直轄財産	1,877,708	総括請負
	153,164	直接徴収
ロ）専売・独占		
タバコ	3,903,194	総括請負
火薬	42,832	〃
郵便業務	799,344	〃
貨幣鋳造	21,411	〃
ハ）海関税	1,792,285	〃
ニ）その他	62,349	〃
ホ）直接徴収によるもの（各種商品流通税，その他）		
皮革	318,968	直接徴税
食肉	20,631	〃
澱粉	17,147	〃
カルタ	99,918	〃
紙・厚紙	17,147	〃
商品検定料	9,513	〃
《4 deniers pour livre》	39,506	〃
《droit de marc d'or》	121,329	〃
《octroi》国王収納分	77,886	〃
裁判・罰金収入	344,758	〃
(2) 州三部会の同意を要する部分		
イ）《fouage ordinaire》	456,000	直接徴税
ロ）《impôt et billot》	720,000～900,000	請負制

所有権の移転に関して、またなんらかの特許状、譲渡、特権の授与に際して徴収される《droit de marc d'or》[5]、都市の《octroi》[7]からの国王収納分、および裁判・罰金に関する収入。これらが直接徴収されたものである。

以上、徴収に関して国王が全権を有する財政部分について列挙したが、各税目の収益を表(1)[8]に示した。この数字はネッケル（Jacques Necker）の監督下に作成された《Statistique financière des généralités》（1778）によるものである。なお、この統計には以上列挙したものの他に、総括請負によるものとして、州三部会に属する税収に対する付加税（sous pour livre）が、直接徴収によるものとして、施療院（hopitaux）および都市に属する諸権利に対する付加税《8 sous pour livre》があげられている。[9]

(2) 州三部会の定期的同意を要する部分

(イ) 《fouage ordinaire》

これは、公領時代におけるもっとも基本的な租税であり、王国併合後王国租税となった代表的なものである。《fouage》の性格は対物税（impôt réel）であって、王国の他地方すなわちラングドク（Languedoc）など南部諸地方における対物タイユ（taille réelle）に相当するものである。その課税対象は平民保有地（tenure roturière）であり、「戸」（feu）を単位として課税された。しかし、平民保有地のすべてに課税されたのではなくブルターニュ慣習法によって、貴族・僧族が獲得して四〇年を経過し、彼らが直接経営を行なっている平民保有地の場合、およびナント（Nantes）、レンヌ（Rennes）の市民、ナント大学の役員（suppots）造幣職人の獲得せる場合は課税対象とならなかった。さらに都市は《fouage》を予納（abonnement）し、これを《aide》として納税することが認められた。[10]したがって、《fouage》の納税義務者はもっぱら農民であった。

《fouage》徴収には議会の同意が必要とされるが、実際には十六世紀中に年額四十五万六千リーヴルに定められると同時に、その同意は形式的なものとなった。

徴税に議会は関係せず、国王の財務機構によってなされた。徴税に関する訴訟・裁定は国王裁判官《juges royaux》および高等法院が行なった。《fouage》に関する議会の役割は納税義務者の陳情の支持、徴税にまつわる悪弊への非難、課税・徴税の改革要求にとどまる。

(ロ) 《devoirs d'impôt et billot》

これは飲料消費税であって、王国の他地方における《aides sur les boissons》に相当するものである。ブルターニュの場合、これは小売税（droit de détail）である。内容は金納、物納の双方からなる。金納部分（impôt）は居酒屋で小売される州外ブドウ酒一ピプ（pipe）あたり四十五スー、州産ブドウ酒、リンゴ酒、ビールにつき同じく二十二スー六ドニエ。物納部分（billot）は、居酒屋で小売されるブドウ酒、リンゴ酒、ビール各一ピプあたり十二ポ（pots）であった。[11]

《impôt et billot》が決定的に王国租税となったのは比較的おそく一六六四年である。その後も、州のこの税目に対する返還要求が見られ、一七五九年に、前述せる《domaine》に関する諸権利と同時に州に譲渡されたが、さらに一七七三年以降再び王権のもとに復帰している。

徴税方式は請負制により、当初は消費税請負（ferme des Aides）の請負人に委ねられ、ついで、一六九七年に《parchemin timbré》の請負と統合された。しかし、実際には、国王の請負人が、後述する州固有の飲料消費税（devoirs）請負人に下請させていた。

税収に関しては、一六九七年には七十二万リーヴルで請負に出されていたが、一七五九年以降この金額は九十万リーヴルとなる。

以上、ブルターニュにおける王国財政として、州三部会の同意を必要とするにせよしないにせよ、また直接徴税によるにせよ、請負によるにせよ、王権のための財源が王権の財務行政によって確保される部分を見てきた。以下その問題点あげるならば、

(1) 「国王直轄財産」収入に関して、《droit de contrôle》、《droit de insinuation》、《droit de centième deniers》、および「海関税」収入における《drotts uniformes》など十七、八世紀に設定されたものが行なわれている点で王国の他の部分と同様である。

(2) タイユ、消費税、塩税の欠如がブルターニュの特色であるが、すでに述べてきたところで明らかなように、塩税が存在しないことをのぞくならば、タイユは《fouage ordinaire》に、消費税は《impôt et billot》にそれぞれ相当し、事実上は存在するにひとしいこと。(12)

(3) 《fouage ordinaire》、《impôt et billot》については、州三部会の定期的同意が必要とされたが、すでに十六世紀中にそれは形式化したこと。

以上に限っていえば州の財政的特権は極めて限定されたものといわねばならぬ。しかし、

(4) 王権が州に対して「国王直轄財産」収入、および、《impôt et billot》の譲渡を行なっている事実に州三部会の存在する意味の認められること。

次に税制の問題として、

(5) 「国王直轄財産」、「海関税」、「専売・独占」などの収入と比較して、いわゆる一般租税収入、就中、直接税の税収の少ないこと。直接税の税収の固定、特権身分の存在が指摘されねばならぬこと。

ブルターニュにおける王国財政の特徴についてほぼ以上の如くいうことができる。これらのうち、特に、王権によって州になされた譲渡の意味、直接税に関する問題が以下の章において検討される。

Ⅱ 州財政 (fiscalité provinciale)

州三部会は王国財政とは別個の財政機構を有し、一定の財源・徴税管理を行なったが、この財務行政を通じて獲得される財源は、王国財政のためのものと、州固有の諸経費にあてられるものに分けられる。

(1) 王国財政の財源たる部分。

(イ) ≪don gratuit≫

これは、租税ではないが、王国財政がブルターニュ三部会において確保する財源の一つである。

王国財政の項で述べた如く、≪fouage ordinaire≫にせよ、≪impôt et billot≫にせよ、王権にとってその税収は極めて不十分なものであり、かつその金額が固定していたために、国家財政における諸経費の増大、貨幣価値の変動とともに、その重要性は失なわれ、すでに十六世紀中に州に対して新たな財源が探索される。かくして≪don gratuit≫が登場する。当初これは臨時の御用金 (subside extraordinaire) として必要時に州三部会との間で交渉されたものであるが、一六一四年以降、≪don gratuit≫の名称をとるとともに継続的なものとなる。[13]

王権と州の≪don gratuit≫をめぐる交渉に際して、国王は州の同意に先立ってブルターニュの特権尊重について誓

約《contrat》を行なった。[14] 州三部会は、さらに、次期の会期において《don gratuit》を承認する前に、前会期以降国王側に「契約」内容に関する違反（contraventions）の有無を検討した。しかし、金額がほぼ一定化したこと、ルイ十四世治世における王権の強化、あるいは、新たな財政的要求を避けるために《don gratuit》を速やかに承認するのがよいという州三部会側の政策などによって、一六七一年以後は事前に違反事項の検討はなされず、開会後ただちに《don gratuit》の承認が行なわれた。したがって《contrat》は形式的にのみ存在をつづけることになる。[15]

《don gratuit》は、かように州から国庫への献納金であって租税ではない。したがって、州は州財政の範囲内でその財源を見出すものであるが、このための特別な税目、いわば目的税は設定されておらず、州の一般財源から支出された。

《don gratuit》も金額は一六三六年以後ほとんど固定し、約百万リーヴルである。

(ロ) 予納王国租税（impôts royaux abonnés）

これは十七世紀末のカピタション（capitation）以来、新税として創設される王国租税（impôts royaux）であって、その本来の性格からするならば、王国財政の項に加えられるべきものであるが、この税目のすべてが、各々その存在のほとんど大部分の期間、王国財政機構によって課税・徴税がなされず、州財務行政の管理下に「予納制」(abonnement)によって国庫に収納された。したがって王国租税でありながら州財政機構によって実現されたという点で、これを州財政の項に含めた。ちなみに、王国租税たる以下の新税が、王国財政機構によっては実現されず、州財政機構を通じてなされたことの理由をさぐることによって、ペイ＝デタ存在の意味を検討するのが本稿の主要課題である。

ブルターニュに導入され、「予納制」の対象となった新税の名称、および「直接徴税」(régie) による期間と「予

納制」[16]による期間を整理すれば、表(2)[17]のとおりである。

なお新税には表に記載のものの他に、十分の一税（dixième）の変更されたものとして、一七二五年に五十分の一税（cinquantième）が創設されるが、ブルターニュにおいては州三部会がこれを買戻した（rachat）ため、州内では徴税されていない。

（i）カピタション（capitation）

これは一六九五年一月八日の王令（déclaration royale）によって創設された。カピタションは、本来タイユにおける免税特権の排除を意図し、全階層の人間に課税する頭割税であった。つまり、全人間を納税義務者として二十二の社会的階層に分け、最高二千リーヴルから最低一リーヴルの段階に分けて課税する（《impôt de class》）。

しかし、一六九八年に廃止されたカピタションが、一七〇一年に復活された時に、それは配賦税《impôt de répartition》に変質する。そして、税の割当額を納税義務者へ配賦する場合、担当者（通常 intendants des provinces、パリでは

表 (2)

ブルターニュにおける新税予納期間

	直接徴税期間	予納期間
カピタション	1719—1733	1696—1697 1701—1718 1734—1748
十分の一税	1711—1717	1734—1736 1741—1748
二十分の一税		
第一・二十分の一税	1750—1756	1757—1786
第二・二十分の一税		1756—1786
第三・二十分の一税		1783—1786

prévôt des marchands）は既存の配賦税たるタイユ（ブルターニュでは《fouage ordinaire》）のほとんど慣習的に固定した配賦額にのっとってそれを行なったために、カピタションは新税としての本来の意味を失ない、単なるタイユの補充となった。[18]

ブルターニュにおけるカピタション予納額の変化は表(3)[19]に示す。

ただし、ブルターニュにおいては、一七三八年以降、戦時など若干の例外を除き、王権は予納額より三百ないし四百リーヴルを州財政への援助のために割戻しを行ない、一七五〇年以後王権の収納額は百四十万リーヴルをこえることがない。[20]

なおカピタションに付加されて徴税費《1 sol pour livre》、正規軍の宿営税《casernement》、および内陸防備・沿岸防備の民兵（milices）に関する税《impôt de milice ordinaire》、《impôt de milice garde-côte》が同時に予納されている。[21]

（ii）十分の一税（dixième）、二十分の一税（vingtièmes）

二十分の一税は十分の一税と同一の原則にもとづき、それを継承し確定したものであるので、これら両者を一個の対象として考える。この租税はカピタションの失敗ののち、カピタション以上に直接税の改革において革新的性格をもってあ

表 (3)

カピタション予納額

年　　度	予納額（年額 リーヴル）
1695—1697	1,400,000
1701—1716	2,000,000
1717	1,400,000
1734—1788	1,800,000

付　加　税	金　額（リーヴル）
《casernement》	350,000
《milice ordinaire》	203,000～516,006
《garde-côtes》	65,015～640,000

らわれた。この革新的性格とペイ＝デタにおける実現形態の検討を本稿の中心課題として次章以下で取扱うので、ここでは名称をあげるにとどめる。

(2) 州の財源たる部分。

(i) 《fouage extraordinaire》

一六四三年、州三部会は自己の財源を拡充するために、[22]起債を行ない《fouage ordinaire》納税義務者にその償還義務を負わせたが、これは事実上《fouage ordinaire》に付加税を設けることとなり、これが《fouage extraordinaire》の最初とされている。[23]

一六五九年まで、この税は経常的性格を持たず、徴収金額も必要に応じて定められるものであったが、次第に経常的なものとなり一六六一年以降は金額も通常四十二万八千リーヴルとなる。[24]

徴税は王の《fouage ordinaire》と同時に、同一の徴税名簿（rôles）によってなされるが、徴税令書（mandement）は別個に議会より発せられた。

議会は納税義務者への税の賦課に対しなんらの権限も持たず、この税に関する訴訟に対して裁判権も有しない。これは《fouage extraordinaire》の各納税義務者への賦課額が《fouage ordinaire》の按分によってなされているために、州が独自に賦課額などを左右しえないことにあると思われる。

なお、同時に徴収されたものに「《fougaes》税務官職税（droits attachés aux offices sur les fouages）」、「農村小教区カピタション税務官職税（27 deniers pour livre sur la capitation des paroisse de campagne）」[25]および《droits d'usage et de nouvel acquêt》[26]買戻しに要する金額がある。

(ii) 飲料消費税 (impôts sur les boissons)

これは州財政における経常収入の最古のものであり、かつ最後まで重要なものであった。その種類も多く以下の通りである。

(イ) 《grand devoir》

これは一五九三年に創設された。当初は、州に入るブドウ酒を課税対象とする《droit d'entrée》であって、すべての消費者に転嫁される性質のものであったが、貴族のイニシアチヴによって一六〇四年以降その性格を変じ、居酒屋で販売される場合の小売税となる。したがって一時に多量のブドウ酒を購入し貯蔵しうる者は担税者とならなくなる。税率は一六九七年以後次のとおりである。(金額は各々一ポ (pot) あたり)

①州外ブドウ酒、五スー四ドニエ。

②州産ブドウ酒。

イ 産地司教区内小売、一スー九ドニエ。

ロ 産地司教区外小売、三スー六ドニエ。

③ビール、十ドニエ。

④火酒なび蒸溜酒、二十五スー。[27]

(ロ) 《petit devoir》

これは目的税の性格を有しており、税収の使用目的が州三部会の行なう各種年金 (pensions) 高等法院、会計検査院 (Chambre des Comptes) などの官僚の給与の支払いにある。

税率は一六六八年以降（一バリク（barrique）[23]あたり）

①州外酒、五リーヴル　十スー。

②州産酒、二リーヴル十五スー。[29]

(ハ)　≪impôt et billot≫

これは王国財政の項で述べたものである。前述せる如く、一七五九年―一七七二年の期間州に譲渡され、年額九十万リーヴルの収益をもたらした。

これら飲料税の徴収は飲料税請負人(fermiers des devoirs)ないしは請負人組合（compagnies fermières）によってなされた。

徴税請負に関する入札は州三部会の行なうものであったが、入札に対する王権の介入は著るしい。例えば、財務総監（contrôleur général des finances）は入札参加者に対し、参加の諾否を行ない、入札見積書（soumissions）の提出を要求し、入札に競合する請負人組合の設立にも参与したらしい。また、入札の場においても、アンタンダンなどの国王官僚（commissaires du roi）が介在している。これら王権の入札に関する一連の行動は常により高額な落札を得ることにあった。[30]

表 (4)

≪don gratuit≫及び州財政収税額

項　　目	金　額（リーヴル）
≪don gratuit≫	1,000,000
≪fouage extra-ordinaire≫	428,000
付加税	
1. ≪fouage≫税務官職税	316,000～450,000
2. カピタション税務官職税	
3. ≪droits d'usage et nouvel acquêt≫	7,338～　10,274
飲料消費税	2,000,000～4,625,000

ブルターニュにおける新税

飲料消費税の税収は極めて多額であり、またその請負額は変化が大きい。表(4)にはその最高額と最低額[31]を記した。いずれにせよ、飲料税は州財政の基幹部分であった。

州財政を構成する既述の各財源については一括して表(4)[32]に示す。

以上、ブルターニュにおける王国財政および州財政を概観したが、王権による一元的支配が財政の面においてもいわれる場合、いかなる問題がブルターニュ財政に含まれているかについて考えるならば、王国財政の項で指摘した如く「国王直轄財産（ドメーヌ）」、「専売・独占（モノポール）」、「海関税（トレート）」など収入に比しいわゆる一般租税収入の少ないことが第一にあげられねばならぬ。特に絶対王政期には間接税に対して直接税の税収が少ない。[33] これは伝統的直接税タイユ（ブルターニュでは《fouage》）の有する欠陥によるものである。つまり、タイユはその性格として配賦税（impôt de répartition）[34]であって、これは国家がその年の課税総額を予め決定し、その金額を最終的には各納義務者へと配賦（répartir）するものである。したがって、国庫へ収納される課税総額は納税義務者の担税力とは、少なくとも原理的には、無関係に「恣意的」に決定される性質のものであった。

タイユの課税には原理的にかかる恣意的性格が内包されていたが、絶対王政期を通じて王権の恣意性を制約する要因として常に慣習法的観念が作用しており、他方これがまた、タイユ税収の固定性を生じることになる。担税力とは無関係に税額が決定され、かつそれが固定するというタイユの欠陥は、租税が経済的変化に対応し得ないことを意味するものであり、特に一七三〇年代以降の経済的成長（Phase A）を考慮する時、[35] 直接税の制度的欠陥による税収の停滞は極めて問題となる。またタイユの重大な欠陥としては身分的免税特権を許容しているという事実があげられる。アンシアン＝レジーム期に間接税が重視された主要な理由は直接税における免税特権の存在にあるのである。[36] したがっ

て、絶対王政が国家諸経費の増大によって財政危機をこうむる場合、解決策として、まず、

(1) 直接税の改革が問題となる。タイユに対する新税の創設である。この場合、新税はその性格として経済的成長＝担税力の増加に対応し、これを把握しうるものでなければならぬだろうし、また、個人に対しても、地方(ペイ)に対しても特権を排除しすべての人間を納税義務者として統一的に把握しうるものでなければならぬだろう。つまり財政における王権の一元的支配の貫徹、王国財政機構＝官僚制の全面的確立が意図されねばならぬ。ではブルターニュにおいて、王国財政による地方的特権の排除の方向が明確になっているだろうか。すでに検討してきたいくつかの事実はむしろ、次の如き事実を示している。

(2) 王権による州財政強化の政策が認められること。州財政が収支均衡を悪化させた場合、王権にとって財政状態が比較的良い場合、州に対して前述した如き譲渡がなされた、つまり、「国王直轄財産」の諸権利、≪impôt et billot≫の譲渡およびカピタションの一部割戻しなどである。また、王権が州の飲料消費税の増収を積極的にはかっている事実もあげられる。かかる州財政強化策が王権の財政危機への対処といかに関連するか。すでに述べてきたところからわれわれは王権が州財政から≪don gratuit≫を要求している事実を見てきたし、また王権が売官制によって税務官職など州の財政的特権に不都合な官職を創設することによって州にそれを買戻させている事実もあげた、これらの場合、州の財政にその能力のあることがのぞまれたのである。また、王権による一元的支配が拡大の過程をたどることによって国家経費のなかに公共的費目も大きな位置を占めてくる。そして、ブルターニュにおいては、かかる公共事業の一部が州財政の負担とされるという事実がある。[37] しかし、王権が財政危機への対処を、州財政への依存の方向にではなく、王国財政機構貫徹の方向になぜ求めなかったか。この点に関する問題の重要な側面を次の事実が示してい

る。

(3) 新税たる十分の一、二十分の一税が州財政を通じて実現された、つまり、予納制をとったこと。十分の一、二十分の一税はカピタションの変質後、直接税の改革において、本来のカピタション以上に画期的・革新的性格を持つものであった。後述するごとく、この新税は王国財政貫徹の一環としての意味を持つべきものであった。したがってかかる王国租税が州の財政機構に依存せざるを得ないのはなぜかという点から、絶対王政におけるイニデタの意味および王国財政の実態を検討する必要があるように思われる。

註

(1) 《この州においては、デュック公によって創設され徴収された旧租税が維持されたのである。唯一の変化はそれらが王国租税(impôts royaux)に変えられたことである。従って、この州においては、タイユも消費税も塩税も存在しない・・・。》G.Pages, *Les origines du XVIIIe siècle au temps de Louis XIV (1680 à 1715)*, 1961, p. 26.

(2) H. M. Cam, A. Marongiu & G. Stökl, Recent work and present views on the origins and development of representative assemblies, in "*Relazioni del X Congresso internazionale di scienze storiche*," Vol. 1, 1955, p. 55

(3) 《droit de contrôle》, 《droit de insinuation》, 《droit de centième denier》, 《droit de timbre》に関しては、Fr. Olivier-Martin, *Histoire du droit francais*, 1951, pp. 583-4; M. Marion, *Histoire financière de la France depuis 1715* t. 1. 1927, pp. 32-3, 35. 《droit de scel》については、*Ibid.*, p. 34 《droit de franc-fief》に関しては、Fr. Olivier-Martin, *op. cit.*, p. 582; M.Marion, *op. cit.*, p. 34

(4) Armand Rébillon. *Les États de Bretagne de 1661 à 1789*, 1932, p. 519. 「国王直轄財産」について、レビョンの列挙するものは、《droits domaniaux》のみであって、所謂「王領地」収入に関しては記載がない。

(5) これらの地方的関税については、*Ibid.*, p. 520, n.(3)

(6) 《droit de marc d'or》に関しては、M. Marion, *op. cit*, p. 34°

(7) 《octroi》に関しては、Fr. Olivier-Martin, *op. cit.*, p. 409、簡単には、野田良之「フランス法概論」上巻(2)、三五〇頁

(8) A. Rébillon, *op. cit*, pp. 519-528 より作成。

(9) これらは、レビョンによれば、州三部会及び都市に属する税収に関する付加税を州三部会が買い戻すために支払った臨時の御用金であろうと推測されている。一七七八年のこの《Statistique に計上されている金額は、州三部会税収に対する付加税に関するものは百七十一万三千三百三十三リーヴル、都市の税収に関する付加税については二十七万五千十八リーヴルである。*Ibid.*, p. 522

(10) *Ibid.*, p. 523

(11) これら容量単位については、一ポ (pot) = 約二リットル、一ピプ (pipe) = 二百ポ (pots) であった。しかし、実際には一ピプは二百二十ポに相当する。請負制の場合には、前者が採用され、容量の換算からも利益が得られたのである。*Ibid.*, p. 627. n. (1)

(12) 従って、この点に関しては、ペジェスの如く、ブルターニュにおいてタイユは存在しない（註(1)）という表現があるとともに、《タイユは、若干の地方、就中、ブルターニュにおいて fouage と称せられる》ともいわれるのである。Fr. Olivier-Martin, *op. cit.* p. 585

(13) A. Rébillon, p. 32

(14) 《contrat》の内容及びその精神を、一七一七年の《contrat》第二五項から例示すれば、《いかなる王令（édits, déclarations）、親任状（commissions）、国王顧問会議決定（arrêts du consei）も、一般に、州の特権に反するすべての《brevets》も、もしそれらが州三部会によって同意され、州の最高法院（cours souveraines）によって認証されないならば、たとえそれらが王国全般に関して行なわれているといえどもなんの効力も有しない》*Ibid.*, p. 257

(15) *Ibid.*, p. 235

(16) 「直接徴税制（régie）」とは、「請負制（ferme）」および「予納制（abonnement）」に対する意味のものであって、この場合、王権が自己の官僚機構を通じて徴税を行なうものである。「予納制」とは、《一定期間ないし全期間について、一度に、前納の形で税を支払う》ものである。M. Duverger, *Institutions financière*, 1960, pp. 363-4 アンシアン＝レジーム期においては、特権的個人及び団体――親王、都市、州（ペイ）など――に対して予納制がとられた。

(17) A. Rébillon, *op. cit.*, 3e partie, §I-II, pp. 534-600 より作成。

(18) M. Marion, *op. cit.*, pp. 10-11

(19) A. Rébillon, *op. cit.*, pp. 534-535

(20) *Ibid.*, p. 535

(21) 《cassernement》は一七三二年以後課税され、その予納額は、財務総監テレーの時代（一七七二年）に年額五十五万リーヴルになったことがあるが、通常は三十五万リーヴルであった。

《impôt de milice》は一七二六年以後設定されるが、その予納額は変動が激しく、最低額が六万五千七百九十四リーヴル、最高額は四十一万六千六リーヴルである。一七五七年以後、戦時に四十一万六千六リーヴル、平時には通常二十万三千リーヴルとなる。

《impôt de la garde-côtes》が徴税を開始されたのは一七五七年からであり、税収は六万リーヴル以上であって、一七五九年以降六万五千十五リーヴル、一七七八年以後は六万四千リーヴルとなる。*Ibid.*, pp. 561-2, 564, 566-7

(22) 王権の増大する財政的要求に加えて、州の財務官（trésoriers）の乱費と、その会計の日常的乱脈が、州三部会をして新たな財源を創設するやむなきに至らしめた《*Ibid.*, p. 35

(23) *Ibid.*, p. 35

(24) 但し、ルイ十四世の治世においては、巨額の徴税がなされた。その税収は、六十四万二千から百二十八万四千リーヴルに及ぶ。*Ibid.*, p. 529

(25) 《droits atachés aux offices sur les fouages》、《27 deniers pour livre sur la capitation des paroisses de campagne》の二項目の合計は、一七一四年の四十五万リーヴルを頂点として以後漸減し、一七四一年以降は三十一万六千リーヴルとなる。*Ibid.*, p. 529

(26) 《droit de nouvel acquêt》とは中世に起源を有するものであって《農奴（gens de mainmorte）が真の所有権なく用益権を獲得した場合に適用される》ものであるが（M. Marion, *op. cit.*, pp. 33-4.）、ここでいう《droits d'usage et de nouvel acquêt》の実態は《国王に属する droits de panage, glandage, chauffage, communage を用益する小教区にのみ課される》ものである。A. Rébillon, *op. cit.*, p. 530, n. (20)。その税収は、一七〇二年以降、約七千三百三十八リーヴル、一七七二年以後は約一万二百七十四リーヴルである。*Ibid.*, p. 530。

(27) *Ibid.*, p. 626

(28) 一バリク（barrique）＝二百ポ（pots）、約二百リットル。しかし、前述の註(11)の場合と同様に、実際には一バリクは百二十ポに相当した。*Ibid.*, p. 627 n. (1)

(29) *Ibid.*, p. 627

(30) 《政府は州三部会以上に州財源の増加に関心をもっていた》*Ibid.*, p. 633

(31) *Ibid.*, pp. 641-668

数字は年額である。ブルターニュ三部会は通常隔年に開催され、その際に入札が行なわれ、請負は二年間を対象としたから、実際の請負額は各々二倍額であらわれる。

(32) カピタション、十分の一税、二十分の一税予納額は別表参照。

(33) 絶対王政における間接税重用の理由は、直接税に比してそ

の負担感を納税義務者に感知させることがないと同時に免税特権者にも負担させることができるからであった。森恒夫「フランス近代税制の成立過程下」（「金融経済」61号）四五頁。

但し、既に見てきたようにブルターニュにおいては、飲料消費税が小売税とされた為、貴族は間接税すら免れ得たのである。

(34) 税額決定の方式から租税を分類する場合、配賦税（impôt de répartion）と定率税（impôt de quotité）に分けられる。配賦税が予め徴税総額を決定し、それを配分して行くのに反して、定率税は最初に税率が決定され、各納税義務者における課税標準に、その税率を適用することによって税額が決定されるものである。M. Duverger, *op.cit.*, p. 115

(35) ≪ラブルス（Labrousse）氏は、なによりもまず、フランソワ・ジミアン（François Simiand）の用語を採用して、十八世紀の Phase A が如何にフランス絶対主義を動揺させたかを示した。騰貴――一七三三年から六三年までは緩慢に、六三年から七〇年までは加速的に――の時期には、騰貴は利潤を増大させる。資本家的企業者は自己の企業を拡大し、新たな企業を設立するに至り、かくて経済は自主的に機能する≫ F. Hartung et R. Mousnier, Quelques Problèmes concernant la monarchie absolue, "*Relzioni del X Congresso internazionale di scienze storiche*, Vol. IV (Storia Moderna), 1955," pp. 36–37.

(36) 註（33）参照。

(37) 州予算に計上されている公共事業、公共経費の例を挙げれば、主要道路経費（一七四六年以前は通常十万リーヴル、一七四八年以後は通常三十万から六十万リーヴル、時には八十万リーヴルにのぼる）、貧民収容所経費 dépôts de mendicité（一七七〇年以後、十万リーヴル）などがあげられる。A.Rébillon, *op. cit.*, pp. 697–8. 従って、かかる王権の増大する財政的要求に対し、州は徴税の方式で要求額に応ずることをきらい、起債によってそれにあて常に州の財政状態を悪化させることによって王権の要求に反対しようという政策があらわれてくる。*Ibid.*, p. 350.

二、十分の一税、二十分の一税の成立とその性格

十分の一税（dixième）、二十分の一税（vingtième）のブルターニュにおける実施形態を検討する前に、これら新

税に関して王権の期待したものが何であったかを知るために、十分の一税および二十分の一税の性格を明らかにしなければならぬ。

十分の一税と二十分の一税は後述するところで示される如く同一の性格を有する租税であって、二十分の一税は十分の一税に端を発する租税原則の確定制度といえる。したがって、一七四八年の二十分の一税成立に至る過程を王令を中心として検討する。

〔一〕 一七一〇年の十分の一税

十分の一税創設の背景として、一七一〇年当時、絶対王政の財政危機がどの程度のものであったかを見ると、一六八九年から一六九九年までの十年間、経費総計が十五億八千万リーヴルであったのに対し経常収入は七億九千五百万リーヴル、つづく一六九九年から一七〇八年までの期間については、総支出が十四億六千二百万リーヴルであったのに対して、経常収入は三億六百万リーヴルであり、経常収入は総支出の二分の一から五分の一にすぎぬ深刻なものであった。(1) かかる財政難の原因としては、ブルターニュにおいても見られたように、直接税（タイユ、《fouage》）税収の停滞に示される税制・財政機構の不備が指摘されるとともに、軍事費、公債費、宮廷費など諸経費の膨張があげられる。就中、十分の一税創設当時は一七〇一年からのスペイン継承戦争が継続中であり、軍事費の増大が著しく、戦費の捻出が十分の一税創設の直接契機として王令に明示されている。

かかる財政危機に対し、王権は官職売却、公債発行、貨幣改鋳などの手段で対処したが、これらは当然根本的な解決とはなり得ず、まさしく、《未来に重荷を負わせることによってのみ、現在の負担を軽減する》(2)ものであった。した

がって根本的な解決を行なうためには、少なくとも、税制の根本的な改革を志向せねばならぬ。ここから、直接税の欠陥に対する改革が新税創設として企図されることになる。

かような状況を背景とし、十分の一税に関する一七一〇年の王令――「一七一〇年十月十四日の、十分の一税徴収に関するマルリー王令」（Déclaration du roi pour la levée du dixième du revenu des biens du royaume, donnée à Marly le 14 octobre 1710）―が発布される。以下、王令の各条項の内容を列挙しつつ十分の一税の性格および王権の意図を明らかにして行きたい。

〔前文〕　スペイン継承戦争の継続による財政難のため、すべての財産の収益に対してその十分の一を徴収し、一七一〇年一〇月一日より講和締結後三カ月まで毎年徴収する。

〔第一項〕　すべての所有権者は、貴族であれ平民であれ、特権者であろうとなかろうと、親王領保有者（apanagistes）[3]、王領地契約者（engagistes）[4]を含めて、あらゆる財産[5]の収益の十分の一を支払わねばならぬ。

〔第二項〕　家屋は賃貸されている場合もされていない場合もその収益の十分の一を支払わねばならぬ。別荘は賃貸されている場合に限り十分の一税の対象となる。[6]

〔第三項〕　あらゆる官職収入の十分の一についても同様である。

〔第四項〕　あらゆる公債、給与、賞与、贈与などの十分の一についても同様である。

〔第五項〕　あらゆる年金も十分の一の徴収に服する。官僚（オフィシエ）、その他の個人、団体（コール）、共同体（コミュニノテ）に属するあらゆる権利、収入、給与についても同様である。都市の《octrois》、《revenus patrimoniaux》[7]などの収益、一般に収益を生ずるその他あらゆる財産について同様である。

〔第六項〕　財産、官職などの所有権者が年金、金利の支払義務を負うている場合、彼は年金受領者、債権者が抵当権を行使しうるその財産についてすでに収益の十分の一を納税したのであるから、[8] 年金受領者、債権者に支払う年金、金利の十分の一を支払いの際に差引いてよい。

〔第七項〕　同じ理由で、個人および団体が給与、年金その他を支出している場合、支給者は受領者に対して当該給与年金などの十分の一を支給時に差引いてよい。

〔第八項〕　実業家（gens d'affaires）、商人、その他金銭を運用する職業のものも、その収益の十分の一を支払うこと。

〔第九項〕　十分の一税は国王顧問会議（Conseil）で決定された徴税名簿（rôles）によって支払われること。一七一〇年に関しては、一〇月以降三ヵ月分について徴税名簿送付後十五日以内に支払われ、翌年からは毎年一月、四月、七月、一〇月の四期に支払われること。

〔第十項〕　借地農（fermiers, locataires）その他の債務者は、所有権者、債権者が十分の一税の納税済を証明した場合にのみ、地代債務の支払いを行なうこと。[9]

〔第十一項〕　支払うべき財産の収益十分の一を、平等をもって（avec égalité）確定するために、所有権者は、王令の発布後十五日以内に、所有する財産に関して申告（déclarations）を行なわねばならぬ。提出先はパリに関しては《prévot des marchands》、各州においては、アンタンダンおよび国王派遣官僚（commissaires départis）である。期日内に申告を行なわなかった場合は税額を二倍に、虚偽の申告をなした場合は三倍にすること。

〔第十二項〕　十分の一税の収税は、ペイ＝デレクション（pays d'élection）においてはタイユ収税人（receveurs

des tailles) によって、ペイ＝デタ (pays d'États) においては州の財務職 (receveurs et trésoriers ordinaires des deniers de la province) によってなされ、会計総務 (receveurs et généraux) を介して国庫 (trésor royal) に納入される。

以上が一七一〇年の十分の一税に関する王令の概要である。王令の条項はしかしながら厳密に実現されたとはいえず、早くも一七一一年に僧族が《don gratuit》の献納によって免税特権を確保し、王族、ペイ＝デタが予納制 (abonnement) を獲得するなど、[10] 期待された税収をあげることができず、十分の一税は一七一七年八月の王令によって廃止される。

〔二〕 一七二五年の五十分の一税 (cinquantième)[11]

一七一七年に十分の一税は廃止されたが、国家の財政的窮乏はこの間いささかも改善されず、一七二四年になされた一七二五年の収支予想によれば、収入一億八千八百万リーヴル、支出二億五百万リーヴル、したがって赤字千七百万リーヴルが見こまれている。[12] かかる財政状態において十分の一税の復活が企図されたが、この場合は、戦時ではなく平時であるという事情を考慮して、税率を下げ若干の変更を加え、五十分の一税として再現される。

変更された点は、あらゆる土地生産物・不動産収益の五十分の一を現物で徴収し、この徴収方式に適合しない収益についてのみ貨幣で徴税を行なうという点にある。その他の点では《この新税は十分の一税の正確な再現にすぎない》。[13] 現物徴収の方式は貨幣価値の変動による減収を考慮したものであるが、徴収方式の繁雑さは王国徴税機構によ

る徴税を困難にし、請負制への依存、予納制・買戻制の採用という欠陥を繰り返すことになる。

ただ、十分の一税の不成功を考慮した五十分の一税は普遍的課税の性格（universalité）をより強調するに至っているといわれる。すなわち、マリオン（Marcel Marion）によれば、《一七一〇年一〇月一四日の王令が、貴族か平民か、特権者か非特権者かについて言及するにとどまっているのに反して、一七二五年の王令は、聖職者か俗人か、貴族か平民か等々、あらゆる身分の所有権者をいかなる除外もなく記載している》[14]という。かかる特権者排除の意図は僧族、高等法院をはじめとする特権者の抵抗を惹起し、さらに現物徴収という徴税方法における根本的欠陥もあって、一七二八年一月一日以降廃止される。

〔三〕　一七四九年の二十分の一税

十分の一税はその後、ポーランド継承戦争を機会に一七三三年一一月一七日の王令によって翌一七三四年一月一日以降復活し、同戦争の講和予備条約が一七三五年一〇月三日以来交渉されたため、一七三六年一二月三一日をもって廃止される。さらに、オーストリア継承戦争が一七四一年八月九日の王令によって徴税を三度復活させる。また十分の一税には一七四七年以降、付加税（2 sols pour livre）が併設され、租税収入によって経費の膨張を処理し得なかった王権がたよらざるを得なかった負債の償却にあてられる。

一七三三年および一七四一年の十分の一税はまったく一七一〇年の王令を再現するものであって内容に変化はない。ただ十分の一税の原則を実現するにあたって、主要な性格の一つである普遍的課税の性格が、三三年、四一年においてはかなり後退し、また財政的窮地を脱するための単なる手段として、迅速な税収を求めるために、買戻制・予

納制が多用された。

オーストリア継承戦争は一七四八年一〇月に終結する。したがって、十分の一税は廃止されねばならなかったが、ポーランド、オーストリア二継承戦争は財政状態をさらに悪化させ、戦争終結当時一億八千万の未償却の負債が生じており、[15] 緊急に解消する必要があった。この対策の一つとして財務総監マショー(Machault d'Arnouville)は十分の一税に変えて、終戦後という事情を考慮し税率をおとした二十分の一税を創設した。税率の低下分は二十分の一税に引きつがれた十分の一税の原則の厳密な適用・実施によって補うことが意図された。[16] したがって一七四九年の二十分の一税においては、「課税の平等」が強調され、納税義務者に対して「申告書」の提出を強制し、収益の正確な把握を行ない、確定された税額を確実に収納するために「予納制・買戻制の拒否」という政策が前面に押し出されることになる。

二十分の一税は、一五四九年五月のマルリー王令――「一七四一年八月二九日の王令によって創設された十分の一税の廃止、国家の負債償却のための減債総金庫の設立、税収を当該金庫に納入するための二十分の一税徴収に関する、一七四九年五月マルリーにおいて発せられたる王令」[17] (Edit du roi portant suppression du dixième établi par la déclaration du 29 août 1741 ; l'établissement d'une caisse générale des amortissements, pour le remboursement des dettes de l'État; et la levée du vingtième pour le produit en être versé dans ladite caisse, donné à Marly au mois de mai 1749.) ――によって創設されたが、その条項は税率を二十分の一に置き換えるならば、ほとんど一七一〇年の諸条項の再現といえる。したがって、以下、一七一〇年の王令と相違する項目についてのみ取り上げる。

〔第一項〕　一七四一年八月二九日の王令により創設された十分の一税は、一七五〇年一月一日以降廃止されること

と。

〔第二項〕　一七四六年一二月の王令による十分の一税付加税（2 sols pour livre）は継続して徴収する。

〔第三項〕　一七五〇年一月一日以降、毎年、すべての財産の収益に対して二十分の一税を徴収する。

以下第六項と第七項を前後させるならば、その他は第四項から第十五項まで、一七一〇年の王令における第一項から第十二項にその内容がそれぞれ相当する。

相違する点としては、(1)納税義務者を規定する第四項において、一七一〇年の王令が、《すべての所有権者、貴族も平民も、特権者も非特権者も》と規定しているのに対し、《すべての所有権者も用益権者（usufruitiers）も、特権者も非特権者も……》[18]として、《usufruitiers》という規定を加えていること。

(2)　第五項において、各財産の収益から二十分の一税を徴収する場合、諸経費を差引いた純益（produit net）が対象となると規定していること。[19]以上、納税義務者および課税標準の決定について若干の明確化がある他は、ほとんど一七一〇年の諸条項と一致する。

〔第十六項〕　パリに減債総金庫（caisse générale des amortissements）[20]を設置すること。

〔第十七項〕　二十分の一税、および十分の一税付加税の税収は減債総金庫に収納されること。

〔第十八項〕　当該金庫の財源管理は同金庫担当の財務官が行ない。その収支は会計検査院（シャンブル・デ・コント）の監査の対象となる。

〔第十九項〕　当該金庫の財源は国家の新旧の債務の償却に使用される。

〔第二十項〕　債務の償却は当該金庫によって、翌一七五〇年七月一日以降開始される。

以上が一七四九年の二十分の一税に関するマルリー王令の概要である。

次に、以上の諸条項から、十分の一税として出現し二十分の一税において確立する一系列の租税の性格を検討する。

まず、二十分の一税において確立するということの意味であるが、一七一〇年王令の前文においては、新税創設の理由としてイスパニア継承戦争の継続中であることをあげ、かつ廃止の時期を講和締結より三カ月後とその期日を明確にしている。したがって、十分の一税は本来臨時的なもので《impôt permanent》としての性格を欠いていた。事実、十分の一税は再三廃止されたのである。他方、一七四八年の二十分の一税には、その背景として、オーストリア継承戦争の終結という事実があって、十分の一税の場合とそのありかたを異にしている。

二十分の一税創設の意図は第十六項——第二十項の「減債総金庫(caisse générale des amortissements)」に関する一連の規定に示されている。すなわち、これは王権が戦争終結後も財政の収支均衡を期待できず、就中、負債償却のための財源を確保せねばならなかったことを意味している。そしてこの場合、償却開始の期日は明記されているが、終止期日は不明であり、負債の解消がもしなされたとするならば、その場合、二十分の一税が廃止されるのかどうかも条文ではまったく不明である。むしろ、条文が《新旧の負債》と将来の負債をも対象に含めているところからすれば、二十分の一税の永続的運命が予定されているといえよう。ここで一七一〇年の十分の一税を端緒とする一系列の租税は、二十分の一税に至って臨時的財源としての規定を曖昧にすることによって経常的財源となったということができる。[21]

では、二十分の一税において確立する一系列の租税が、新税としていかなる革新的意味を持ち、またその性格はいかなる結果を予想させるものであったか。以下、前述の諸条項からその検討を行ないたい。

(1) 普遍的租税《impot universel》としての性格。[22] 第一項（第四項）——一七一〇年王令の項目と共に括弧内に一

七四九年王令の項目を示す――。

これは、旧来の直接税（タイユ、≪fouage≫）が許容している免税特権を排除し、何人といえども納税義務者として統一的に把握することを意味しており、徴税権の前での平等を意図している。特に一七四九年の王令においては用益権者（usufruitiers）という規定があげられているが、これは僧族を対象とするものである。僧族は自己の占有する財産について、自己は所有権者ではなく用益権者であり、所有権は神のためのものであるという論理で十分の一税を≪don gratuit≫に代替し、十分の一税の完全実施を妨げてきたのである。[23]

かように普遍的租税として特権の排除をその性格として有していたために、十分の一税、二十分の一税は特権者の激しい抵抗を受け、特にマショーの如く二十分の一税の厳密な実現を企図する場合には、当然強い反動をこうむることになる。

〔2〕 収益全般に関する租税≪impôt général sur les revenus≫としての性格。[24] 第二―八項（第五―十一項）

王令において、この性格は課税客体を網羅的に記述することによって示されているが、財政史・法制史家は通常課税客体を次の如く分類整理している。[25]

① revenu des biens-fonds（不動産収入）

② revenu de l'industrie et du commerce（商工業収入）

③ revenu des capitaux et des pensions（動産収入）

④ revenu des charges et offices（官職収入）

従来の直接税タイユがもっぱら土地を指向していたことを考えるならば、これら新税の革新的意味を認めることは

容易である。

ここから、これは今日のフランス税法における分類所得税（impôt cédulaire）に相当するものであるという評価も生まれてくるが、[26] またこれが納税義務者の収入をその収入の源泉に重点をおいて見るという点で、つまり、課税客体たる収入を人的にではなく物的にとらえているという点で所得税（impôt sur le revenu）ではなく、収益税（impôt sur les revenus）であるという見解もある。[27] しかし、これが、フランス革命期における収益税の先駆的存在であるということはできよう。[28]

(3) 定率税《impôt de quotité》としての性格。[29] アンシアン＝レジーム期の租税はほとんど「配賦税（impôt de répartition）」の性格を持つものであった。配賦税においては、最初に徴税総額が決定され、それが徴税区（ジュリディクション）、小教区（パロワス）へ配賦され、最終的には納税義務者＝小教区住民の推定資力に応じて按分される。この方式は、王権にとって年度内の税収を予め知ることができるという利点があるが、納税義務者の担税力に応じた課税であるか、また担税力の変化に常に対応しうるものであるかという点に難点がある。一方「定率税」はまず税率が決定されるものであるから、予め徴税総額を確定し得ないが、担税力の変化には対応しうる性格を持つものであり、担税力への考慮を欠いた。いわば恣意的な課税という配賦税の欠陥を排除している点で課税の明確化を示すものである。十分の一税、二十分の一税はその名称の示す通り「定率税」である。

だが、「定率税」がその本来の性格を実現することができるためには、税率を適用する対象、つまり、納税義務者における課税標準の確定を行なわねばならぬ。したがって、一七一〇年の王令の第十一項および一七四九年の王令の第十四項が規定する如く、アンシアン＝レジーム期の税制において画期的意味を持つ、罰則をともなったいわゆる

「強制申告（déclarations forcées）」が必要とされる。同時に申告納税制の宿命ともいえる所得・収益の隠匿を防止するために、提出された申告の厳密な「査定（vérifications）」がなされねばならぬ。したがって、十分の一税、二十分の一税が「定率税」として実現されるためには「申告」および「査定」が前提されねばならぬ。ここに、アンシアン＝レジーム期における王国財政機構＝官僚機構が「申告」および「査定」を十全に行ない得たか、つまり、十分の一税、二十分の一税に内包される革新的性格を実現し得る能力を有していたか否かが問われねばならぬ理由がある。

以上、二十分の一税として確立する一系列の租税の性格について見てきた。

これら新税創設に関する王権の意図は疑いなく財政危機への対処、すなわち絶対王政の自己保存に他ならなかったけれども[30]、絶対王政は、前述してきた如く、自己を保存するために王国租税の合理化をはからねばならなかった。ここで税制に極めて近代的性格[31]が与えられることになる。

では、それ自体として極めて近代的性格をおびた新税が絶対王政の体制内においてその近代的性格を実現し得たか、実現過程においていかなる変容をこうむるか、その場合に絶対王政にとって身分制的要素がいかなる意味を持つかを検討する。

そして、この問題を特にペイ＝デタたるブルターニュについて追求してみる。

註

（1）Augustin Rioche, *De l'Administration des vingtièmes sous l'ancien régime*, 1904, p. 2.

（2）*Ibid.*, p. 2.

（3）*Ibid.*, pp. 241-7.

（4）戦時ないし絶対的に金銭の入用な場合、王は税金と引換えに王領地の一部を無期限で用益させる。しかし、王は何時でも受取った金額を償却することによって当該王領地を回復できる。この契約の一方の当事者を《engagistes》と称する。Fr. Olivier-Martin, *op. cit.*, p. 322.

(5) 課税対象が列挙されている。この項に関して例示すれば、《terres, prés, bois, vignes, marais, pâcages, usages, étangs, rivières, moulins, fourneau et autres usines, cens, rentes, dîmes, droits seigneuriaux, péages, passages, droits de ponts, bacs et rivières.》 *Ibid.*, p. 243.

(6) 従って、別荘 (maisons de campagne) は純粋に娯楽的なものの場合に限って免税となるがそれにしても何故別荘が免税となるかは、リオシュもいう如く《極めて奇妙な変則 (anomalie assez étrange)》である。*Ibid.*, p. 142.

(7) 《octrois》、《revenus patrimoniaux》については、野田良之、前掲書、三五〇頁。

(8) 年金受領者、債権者の年金、金利から十分の一を差し引く場合、所有権者は当該財産に関して十分の一税支払済証書 (quittance) を提示せねばならない。第七項についても同様である。A. Rioche, *op. cit.*, pp. 244-5.

(9) 第十項の意図するところは、税は原則として、所有権者及び諸権利の名義人によって支払われるべきものであるが、徴税を確実にするために、借地農ないしその他の債務者に、彼らの債権者が税の支払済を証明した場合にのみ、彼らの債務を果たすように命じたものである。*Ibid.*, p. 215.

(10) *Ibid.*, pp. 9-11.

(11) *Ibid.*, pp. 29 et suiv.

(12) M. Marion, *op. cit.*, pp. 120-21.

(13) A. Rioche, *op. cit.*, p. 32.

(14) M. Marion, *op. cit.*, p. 130.

(15) *Ibid.*, p. 170.

(16) 財務総監マショーの意図は、《よりエネルギッシュな、就中、より恣意的ならざる徴税によって税の減収を補おうとすることであり、従って、収益の組織的な訂正と、当時まで国王行政の弱さに課せられた凡ての弊害（免税、買戻、予納、恩恵的待遇）の完全な廃止によって、課税の不完全性を正そうとすることであった》A. Rioche, *op.cit*, pp. 52-3.

(17) *Ibid.*, pp. 247-54.

(18) *Ibid.*, p. 248.

(19) *Ibid.*, p. 248.

(20) 「減債総金庫」については、M. Marion, *op. cit.*, p. 176

(21) 《王令は課税期間については黙したままであった。・・・これは就中新税が戦争の前夜にではなく、戦後に設定されたことによって、永続的 (perpétuel) になったことを、明瞭に告げることである》A.Rioche, *op. cit.*, p. 54. 《二十分の一税は新たな事態を含んでいる。第一に、通常の如く宣戦布告後にではなく、講和の布告後にあらわれたという事実である。》 M. Marion, p. *op. cit* 172.

(22) J. - B. Maurice Vignes, *Histoire des doctrines sur l'impôt*

en France, 2e éd., 1961, p. 95.

(23) A. Rioche, *op. cit.*, pp. 59-60, M. Marion, *op. cit.*, p. 172.

(24) M. Vignes, *op. cit.*, p. 95.

(25) Fr. Olivier-Martin, *op. cit.*, p. 589.
M. Marion, *op. cit.*, p. 171, n.(1).
A.Rioche, *op. cit.*, p. 140.
M. Vignes, *op. cit.*, p. 95.

(26) ≪これは若干のニュアンスの違いこそあれ、今日の分類所得税である≫Fr. Oliviier-Martin, *op. cit.*, p. 589.
≪十分の一税、二十分の一税は、それぞれ不動産（土地、家屋地代）収入、官職収入、個人における債権からの収入、商業からの収入に対する四つの、今日我々が cédules と称する区分を含んでいる≫M. Vignes, *op. cit.*, p. 95.
更に、リオシュはイギリスの所得税（income tax）と比較し、不動産収入に income tax の Schedule A を、動産収入には Schedule C. 官職収入には Schedule E、商工業収入には Schedule D をそれぞれに対置している。A. Rioche,*op. cit.*, p. 140.

(27) ≪二十分の一税は決して所得税ではない。それは、理論的に対人的性格ではなく対物的性格であることにおいて収益税である≫M. Marion, *op. cit.*, p. 171, n.(1)

(28) フランス革命期の租税改革による収益税において、その区分は、地租（Contribution foncière）、対人的動産税（Contribution personnelle et mobilière）営業税（Patente）及び戸窓税（Contribution des portes et fenêtres）である。
革命期の収益税については、森恒夫、「フランスにおける近代税制の成立過程Ⅰ、Ⅱ」（「金融経済」）61、63号）

(29) M. Vignes, *op. cit.*, p. 97.

(30) ≪十分の一税についても、凡ての或いは殆んどすべての租税についても事態は同様である。これを誕生させたのは公正の観念ではない。十分の一税の起源は単なる財政的関心である。即ち、長い破滅的戦争による出費の故に、たえず赤字である国庫に新たな財源を創設しようという欲求である≫*Ibid.*, *op. cit.* p. 94.

(31) ここで、十分の一税、二十分の一税の近代性をいう場合、特に、技術的側面から考えている。例えば、アダム・スミスの租税四原則（「公平」「明確」「便宜」「徴税費最小」の原則）にてらして見るならば、これら新税において近代的・合理的性格が見出されよう。勿論絶対主義租税の近代性如何を云々する場合には、「集中された封建地代」という観点から分析せねばならぬが、本稿は、内容的に極めて近代的なものを包含している新税が、如何なる経過でその近代的性格を発揮し得ぬものとなるかを検討することによって、租税を囲む歴史的環境の前近代

的実態を考究しようとしているので、特に、ここでは、租税の技術的側面から近代性を強調している。

三、ブルターニュにおける十分の一税、二十分の一税の実施とその変容

十分の一税、二十分の一税の実施過程における屈折をブルターニュに関して検討するが、対象とする期間を一七一〇年の十分の一税より、一七四九年の二十分の一税と一七五六年におけるその挫折までに一応限定する。なぜならば、これらの新税の原則を王権が厳密に実施しようと意図したのは一七四九年の二十分の一税についてのみであって、完全実施の企図とその挫折の過程に新税のすべての問題点が集約的にあらわれているからである。

〔一〕 一七一〇年の十分の一税。

第一次十分の一税は一七一〇年から一七年まで施行される。その実施は、州の財政機構に依存せず、王国租税の本来の姿として、国王官僚機構（アンタンダン制）によって行なわれた。つまり直接徴税（régie）である。しかしながら、王権が十分の一税を厳密に実現しようとしていたということについては疑問がある。なぜならば、王権側には州三部会に対して予納制（アボンスマン）を提案する意図があり、[1] 一七一五年の議会が十分の一税の臨時的性格に着目し、やがて廃止される租税に対し予納制を受け入れることは、州としてこの租税を承認することになるのでこの提案を拒否したという事実がある。[2] ともかく一七一〇年においては直接徴税の方式がとられるが、課税、徴税の詳細については史料が欠けているために不明な部分が多い。[3]

ブルターニュにおける新税

まず、前述した如くこれら新税の必須の要件である「申告」と「査定」の問題であるが、申告は実施され事実申告に基づく徴税名簿が作成されているが、その作業は困難をきわめ、かなり多数の納税義務者（特に貴族）が申告者を提出しなかったと推定され[4]、特に高等法院官僚の非協力がアンタンダンにとって最大の障害であった。例えば、フェラン（Ferrand de Villemilan）――当時のアンタンダン――は、一七一一年二月の財務総監への書簡において、≪（高等法院の）第一長官（premier président）閣下および私によって、評定官諸氏（Messieurs）に対して、彼らの収入の十分の一を確定するための申告書を提出するようにとの勧告がなされたが、第一長官閣下および検事長（procureur général）閣下を除いて、いまだにだれもこれを満足させませんでした≫と記している。[5]また査定においても、アンタンダンは十分な人員を有しなかったために、申告・査定は極めて不完全なものであった。

かかる不完全な申告・査定を基礎として、徴税名簿の作成が行なわれ、課税がなされたのであるが、この作業はアンタンダンを中心とする事務局（bureau général du dixième）において行なわれ、[6]都市では市長（メール）、市吏員（エシュヴァン）が、農村では小教区の名士層（ノターブル）がアンタンダンを補佐し、申告書未提出者名と収入の一覧表を作成している。[7]このようにして申告の未完部分を補なったが、結局各納税義務者への課税は≪おおよその見当≫でなされた。[8]

次に、各種収益全般を把握するという十分の一税の性格についていえば、財務総監がアンタンダンに対し、すべての収益を十分の一税の対象とするように訓令を発していることをみれば王権の期待するところは明らかであるが、[9]ブルターニュにおいては、フエランから財務総監への一七一二年四月六日の書簡によって示されている如く、≪ナント（Nantes）およびサン＝マロ（St-Malo）の都市の徴税名簿は商人（ネゴシアン）たちの全面的な苦情にもとづき、われわれの命令によって、執行を停止≫している。[10]つまりブルターニュでは商工業収入の十分の一税は徴収されなかった。

普遍的租税として、特権身分に対する課税に進歩が見られたかどうかという点についてであるが、この点も詳細は不明である。これには史料の欠如と同時に、徴税名簿が貴族と第三身分を同一の名簿で課税しているために貴族の課税額を分離し、それをカピタションの課税額と比較することが困難なためである。[11] レビョン（Armand Rébillon）はカピタション以上の税収をあげたことを推測しているが、[12] カピタションとの比較においてこの推測は妥当するとしても、貴族に対する徴税は極めて困難であった。この点について、一七一二年八月一〇日のアンタンダンの書簡は、《ブルターニュについて私の念頭にあるのは、若干の司教区の貴族たちが昨年一月一日まで五期分の課税について収益の十分の一を支払おうとしないことである》[13]と述べている。結局《極めて正確に十分の一税を支払ったのはやはり住民のうちでもっとも貧困な階層であった》[14]のである。

以上、一七一〇年の十分の一税は直接徴税の方式はとったが、定率税の要件である「申告」・「査定」の不完全さをはじめとして、本来の性格とはほど遠い結果となっている。[15] ブルターニュにおける税収およびフランス全体における収税額は表(5)[16]である。

〔二〕 一七二五年の五十分の一税

これは州三部会が買戻したため、ブルターニュでは徴収されていない。

表 (5)

十分の一税税収

	ブルターニュ（年額）	全フランス（年額）
1710—11	1,608,963（リーヴル）	30,219,000（リーヴル）
1712	1,475,117	24,361,000
1713	1,475,117	24,326,000
1714	1,385,120	24,104,000
1715	1,385,120	23,139,000
1716	1,348,766	?
1717	1,348,766	?

買戻しを行なった事情については、高等法院の反対が激しく、王権は王令の登録を行なうために勅命状（lettre de jussion）を発せざるを得なかったこと、および王権にとって最大の脅威は高等法院と州三部会の反王権的立場における提携にあったから、議会に対しては危険なことはすべて避けるという譲歩策とったことなどがあげられるが、また、五十分の一税自体の性格からくる徴収の困難から、王権が「請負」、「予納」、「買戻」[17]の方式を全面的に採用していたことにもよるものである。

州三部会による五十分の一税買戻額は表(6)[18]である。

表 (5)

五十分の一税買戻額

年　度	買　戻　額
1725	(リーヴル) 220,000
1726	220,000
1725	200,000

〔三〕 一七三三年の十分の一税

一七三三年の十分の一税は一七一〇年の場合とことなり、予納制によって実施されている。今回は議会側も予納制をのぞんでおり、王権側においても軍事費の迅速な入手のために予納制が便利なものであった。

この十分の一税の徴収が開始される一七三四年はブルターニュにとって画期的な年である。それは議会が要求してきた常設の行政機関である《Commission intenmédiaire》[19]が実現したことである。このコミッションの管理のもとで予納された十分の一税がいかなる形で実現されたか。

(1) 定率税としての性格に関して。

予納制はブルターニュから収納さるべき金額を王権が州三部会に提示することによって開始されるものであるから、予納制の採用がまずもって定率税としての十分の一税の性格をそこなうものであったことは疑いない。なぜなら

ば、予め定められた徴税総額が司教区から小教区の単位へと配分され、結局各納税義務者の税額決定を拘束するからである。この徴税総額の配分の過程について見るならば、

①各司教区への配分。これは州三部会が行なうものであるが、配分の際に、予め納税義務者の数、課税物件の価値などについて調査を行なうことなく、無原則的に配分がなされたといわれている。[20]

②各小教区への配分。これは、一司教区内の各小教区が従来の直接税（≪fouage≫、カピタション）において負担した額を基礎とし、その按分によって決定された。したがって、ここでも十分の一税の革新的意味は失なわれている。[21]

③各納税義務者への配分。ここにおいて多少定率税としての痕跡が残されているといえる。それは≪Commissions intermédiaire≫の各司教区における下部機構≪Bureaux diocésains≫が毎年徴税名簿を作成し、担当地域における地価の変動などの資料を集めて課税しようとしていることである。しかし、ここでも、「申告」の方式は前面から消えている。[22] さらに、税額の決定において、集められた資料が正当に反映されたかどうかははなはだうたがわしい。まず、税額の決定に関する各個人の財産の評価は≪Bureaux diocésains≫が管轄区域内の貴族名士層の協力を得て行なったものである。この作業の意図およびその困難さは≪貴族の名士層に宛てた回状≫[23]に示されているが、それによれば、①財産の評価については、対象の地域について精通する者と協議する以外によい方法はない、とその意図を明らかにしたのち、②協力者が密告者とみなされぬための配慮を記している。

かかる貴族の名士層の影響のもとで財産の評価が行なわれ、名士層からの情報、≪Bureaux diocésains≫の資料と、一七一〇年以来の徴税名簿とを対照することによって税額を決定している。かように、納税義務者の担税力の測定への努力が示されているが、予め徴税額の大枠が定っていること、および課税作業の繁雑さが従来の徴税名簿により多

く依存させたことなどによって、定率税として担税力の正確なかつ動態的な把握を行なうことは困難であった。

(2) 収益全般に関する租税としての性格。

十分の一税は課税の対象を各種収益全般におよぼすものであったが、この点についてみると、

①予納制実施のため税源が州外にあるものは対象からはずされる。例えば、国債の収益がこれにあたる。利子の支払いの際に十分の一が差引かれるから、これは当然である。

②徴税の対象としては、不動産十分の一税がすべてであること。不動産十分の一税の徴税額は約百六十万リーヴルであり、予納額百五十万リーヴルおよび徴税費はこの範疇の十分の一税から供給される。

その他官職収入、年金収入に関して約九万リーヴルの徴収がなされるが、これは不測の事態にそなえられる。

③州で行なう公債、商工業収入の十分の一税は免ぜられる。[24]

以上、収益全般に対する課税としての性格もゆがめられている。

(3) 普遍的租税としての性格に関して。

免税特権の排除の問題であるが、前述したように、ブルターニュにおける十分の一税の徴税名簿は貴族と第三身分を区分していないため、州全体についてこの問題を検討することはできないが、レンヌとサン＝マロの二都市のみ両者は別個の徴税名簿によって課税されているので、この二例に限っていうならば、

①レンヌの場合。

(a) 貴族のカピタション納税額、一万一千八百リーヴル。

(b) 同十分の一税納税額、四万八千五百四十四リーヴル。

②サン＝マロの場合。

（a）カピタション納税額、一万八千二百十二リーヴル。

（b）十分の一税納税額、五万リーヴル。[25]

レンヌで四倍強、サン＝マロで三倍弱と、これが貴族の収益の十分の一をどれだけ正確に反映していたかは別として、かなりの成果をあげていることは事実である。そして、このことが貴族のこの系統の租税に対する極度の嫌悪の原因であり、前述の財産評価に貴族を参与させる理由ともなっている。

以上、一七三三年の王令による十分の一税実施の実態についてふれてきたが、この点に関してほぼ次のようにいうことができる。

①予納制の採用によって定率税としての性格は大半失なわれ、配賦税への変質が見られること。

②納税義務者への税額決定にあたって、多少とも財産評価を行ない、担税力の測定に努力しているが、「申告」の原則をすてており、貴族の影響をこうむりやすい方式をとっているという点で、課税の公正・明確の原則を欠く結果となっていること。

③予納制によって課税・徴税に関する財務行政を州に委ねた結果、十分の一税が州の政策によってゆがめられることになった。すなわち、(イ)商工業十分の一税の免除、(ロ)州発行の公債収益への課税免除がこれである。総じて、州の十分の一税に関する財務行政には便宜主義的なところが見られること。

④貴族に対する課税の問題では、カピタションとの比較に限っていえば、進展が推測されること。

一七三六年に廃止された十分の一税は、一七四一年に再度復活する。この場合も予納制がとられ、実施過程における問題点はすべて一七三三年の十分の一税の場合と同様といえる。ただ、予納額が三十万リーヴル増加し、百八十万リー

ヴルとなったために、従来免除されてきた商工業収益の十分の一がはじめて徴収され、ここから約四万リーヴルの税収が加えられることになる。[26]その他は、一七三四年の徴税名簿に示めされた税額を按分することによって新予納額を得た。一七三三（徴収開始は一七三四）年、および一七四一年の主要ペイ＝デタにおける予納額は表(7)[27]である。

〔四〕 一七四九年の二十分の一税

王権がこの系列の新税を厳密に実施しようとしたのは、一七四九年の二十分の一税においてであった。二十分の一税の創設が平時になされたものであり、緊急の戦費調達の必要がないだけに、強力な政策をとりえたものと思われる。また、二十分の一税の創設が全国的に、当初は激しい抵抗を受けなかったが、これは二十分の一税が十分の一税と同様な方式で実施されるものと予想されたためである。[28]

財務総監マショーは一七四九年の王令を実施するにあたって、ペイ＝デタに対して予納制を拒否し、王令に示される新税の原則を厳密かつ全国一様に実現しようとした。[29]

表 (7)

主要ペイ＝デタの十分の一税予納額

ペイ	1733(リーヴル)	1741(リーヴル)
Artois	200,000	350,000
Béarn	60,000	90,000 ※
Bretagne	1,500,000	1,800,000
Bourgogne	700,000	750,000
Bresse, Burgey, Gex	215,000	270,000
Flandre Maritime	130,000	166,000
Hainaut	140,000	225,000
Languedoc	1,350,000	1,500,000
Flandre Wallonne	275,000	370,000
Paris	100,000	180,000
Provence	550,000	700,000
Roussillon	70,000	94,000

※ブルターニュでは1746年以後，付加税180,000リーヴルが徴収される

このためには、就中、定率税としての性格を保証する「申告」と「査定」が十分に行なれねばならぬ。事実一七四九年の二十分の一税実施の過程は「申告」と「査定」の過程であったといって過言ではない。そこでまず、この問題から検討する。

(1)「申告・査定」の問題。

強制申告の実施にあたって予想される事態としては、二十分の一税が厳密に実施されることが判明した場合、州の反対が激化し、したがってまた申告書の提出が迅速に行なわれぬという懸念があった。

事実、申告は一七五〇年の徴税には間に合わず、一七五〇年分は一七四九年の十分の一税の名簿によって徴収されることが最初から予定されていた。このことはまた、税率が二十分の一となっても、十分の一税と同等の金額を要求しても過度ではないと王権が考えていたことを示している。王権は新税の正確な適用によって、十分の一税の税収をはるかに上回る二百五十万リーヴルの税収を予想してさえいたのである。[30] 表(10)に直接徴税による二十分の一税の税収を示しているが、十分の一税の予納額にほぼ匹敵していることを見るならば、予納制がいかにブルターニュにとって有利であったが明らかであろう。

一七五一年の徴税名簿作成のための申告書の提出は、各都市、小教区毎に、市長(メール)、小教区総代(サンディク)からシュブデレゲ(subdélégués)を通じてアンタンダンへ提出されるものであった。申告の提出期間は当初、一七五〇年三月一日から一カ月であったが、のち、、八月十五日まで延期される。[31] 申告書の提出に関して成果のあがらない理由は、貴族の抵抗もあるが、それを克服すべき国王官僚機構(アンタンダン――シュブデレゲ制)の虚弱さが大きな原因となっている。二十分の一税監督官(directeur du vingtième)ローラン(Laurent)はアンタンダン宛の書簡において、《シ

ユブデレゲの若干の者は、その不活動と、悪例と、悪意によって、貴下の目をよぎる者のうち、もっとも危険で、もっとも無能な輩となっている≫[32]と述べている。アンタンダンは市長、小教区総代を把握するどころか、自己の属僚たるシュブデレゲの熱意さへ期待できぬ状況にあった。

この結果、申告書の提出状況は極めて悪く、一七五〇年末の州三部会開会時に受理していた数は八千通にすぎず、ほぼ提出が完了したと判断された三万九千通が受理されたのは、一七五一年末である[33]。しかも申告書の内容は極めて不完全であり、特に貴族の提出した申告において土地面積の記入されているものはごくまれであった[34]。

したがって、一七五一年、五二年ともに、徴税名簿は十分の一税徴税名簿および一七五〇年の徴税名簿を基礎として作成せねばならなかった。ところが、一七一〇年、一七三三年、一七四九年と多数の名簿を使用した結果、二重記入、誤記が生じ、一七五二年の州三部会で紛争を呼ぶことになる[35]。州三部会は一七五三年の徴税に関しては提出された申告を基礎として税額を決定することを要求し、一七五二年十一月二日の国王顧問会議の決定（arrêt du Conseil）はこの要求に対して譲歩する[36]。申告納税という二十分の一税本来の性格にのっとった行為が王権にとって譲歩となったということは、申告がいかに不完全であったかを示すものである。不動産十分の一税に関して、申告を基礎とした一七五三年度の課税額と前年度のそれとを比較すれば、一七五二年の約百七十六万リーヴルに対し、五三年には約百三十四万リーヴルと四十二万リーヴル、約二十四％の減少を示している[37]。

この結果アンタンダンは不備な申告書の提出者に再提出を求めることになるが、この場合に申告書の総数約三十九万通のうち、訂正を要したものは約半数であり、厳密に申告書を選別したとすれば使用に耐えうるものは六千通にすぎなかったとされている[38]。

かようにして、一応意図する徴税名簿が完成するのは一七五四年一月であり、二十分の一税が徴税を開始した一七五〇年一月一日から四年後のことである。しかも二十分の一税監督官ローランはこの名簿を≪準備的な未完成のものであり、ほとんど全面的変更の要あるもの≫、と不満の意を表明している。[37]

したがって、これ以後、王権の期待した税収二百三十万ないし四十万を実現するためには、査定の継続・強化によって徴税名簿の改良をはかることが意識されるようになる。

この査定の作業は、二十分の一税に関する財務行政のためにアンタンダンのもとに設置された要員、すなわち、一名の監督官（directecteur du vingtième）および、約五十名の検査官（contrôleurs du vingtième）によって行なわれる。査定の対象はもっぱら不動産収益に関してである。検査官は査定の場合現地におもむき、土地の売買に関する証書、賃貸契約書などの証拠書類の提出を求め、この種書類のない場合、直接経営を行なう土地所有者の土地に関しては賃貸された場合の小作料を推定することによって査定の資料とした。[40]

査定が効果をもたらしたかどうかについては、徴税名簿にあらわれる課税額の変化によって推測する他はないが、不動産二十分の一税に関してこの変化を示したのが表(8)[41]である。

一七五〇―五二年の課税額は十分の一税の徴税名簿を基礎としたものであり、一七五三年は申告書のみを根拠にした課税額である。査定の成果が問われねばならぬのは一七五四―五六年の課税額に関してである。課税額ののびは明らかであるが、一七五〇―五二年のそれと比較した場

表 (8)

不動産二十分の一税課税額

年　度	課　税　額
	（リーヴル）
1750	1,627,122
1751	1,763,383
1752	1,756,447
1753	1,285,000
1754	1,358,381
1755	1,382,492
1756	1,418,000

合、あるいは、王権がブルターニュに関して期待した税収を考慮する場合、決定的成果をあげたとはとうてい結論づけることできない。

このように査定において決定的な成果をあげ得なかった理由としては、ここでも国王官僚機構の能力が問題となる。すなわち、二十分の一税に関する財務行政を担当したアンタンダン配下の「監督官――検査官」の機構は検査官が必ずしも専門的能力を有していないこともあって、自己の能力において査定の作業を遂行することができず、都市、小教区役員の協力を求めねばならなかった。これら役員が積極的に協力しなかったであろうことは、一七五三年の王令（オルドナンス）が、《検査官を補佐し、必要な情報を与えなかった場合には五十リーヴルの罰金を課する》[42]ことを命じていることからも容易に推測される。また前述した如く、二十分の一税監督・検査官に対して、同様にアンタンダン機構の一環たるシュブデレゲが協力的であるどころか敵意を示した。かようにアンタンダン行政機構においてシュブデレゲが機能性を欠いている事実に関しては、ブルターニュにおいてもシュブデレゲが売官の対象であったことと関連するのではあるまいか。[43]

以上、二十分の一税が定率税として実現するためには課税標準の正確な測定が必要であり「申告・査定」の問題もこの点にかかっていたのであるが、この作業は十分な成果をもたらさなかった。その理由は、納税義務者特に貴族の抵抗にもよるが、また、国王官僚機構がこれを行ないうる能力に欠けていたことも考慮せねばならぬ。その結果、課税額は王権の期待したものはもちろん、十分の一税徴税名簿を基礎とした税額すら改善することはできなかった。

さらに、二十分の一税のその他の原則についてはどうであったか。

(2) 収益全般に関する租税としての性格。

この点では依然不動産収益に関するものが圧倒的部分を占めている（表(8)参照）

これに対して、年金・官職収入に関しては支給時に差引くという徴収上の便宜から、正確に徴税されているがその総額はわずか六万八千リーヴルから九万リーヴルにすぎない。[44]

商工業二十分の一税についてはその課税対象の決定、および課税標準の確定つまり収益の確認が困難であるためにこの税種に対して改善の努力はなされなかった。すなわち、直接徴税（régie）の期間を通じて、十分の一税当時の税額約三万八千リーヴルにほぼ固定し、まったく進歩が見られない。[45]

不動産二十分の一税が総課税額の圧倒的部分を占めることは、当該時点における農業人口ないし土地所有人口と商工業人口を対比するならば当然の結果であり、それ自体不都合なことではないが、商工業二十分の一税の税額がなんら改善されぬまま固定的傾向を示していることが問題なのである。

(3) 普遍的課税としての性格

貴族に対する課税の進展についてであるが、レビョンはこの問題について決定的な数字を示していないために、その実態は不明である。しかし、二十分の一税実施の当初は、レンヌとサン＝マロに限っていえば、不動産二十分の一税に関する貴族と第三身分の負担割合は十分の一税の場合と変化がなかったといわれる。したがって少なくとも十分の一税以後めだった進展はなかった。一七五四年以後、レンヌ、サン＝マロのみならず、全司教区において、貴族と第三身分は別個の徴税名簿で課税されることになる。そこで一七五四―五六年の三年間における、不動産二十分の一税課税総額に対して、貴族の税額の占める割合は次のとおりである。[46]

一七五四年　三三、二七％　　一七五五年　三二、三三％　　一七五六年　三一、九一％

この三年間に限っていえば、貴族の負担額はほぼ固定的であり、若干低下の傾向が見うけられる。

(4) 徴税額について。

以上、二十分の一税の課税に関する諸問題を見てきた。課税の問題における技術的困難および王国財政機構＝官僚制の欠陥は、課税額の実現、すなわち徴税の場合においてさらに顕著な結果をのこしている。表(9)[47]はブルターニュにおける一七五七年一月一日現在の直接徴税制（régie）による徴税の実態を示す。金額は各年度分のもちこされた滞納額である。表(10)によって、二十分の一税の直接徴税期間における税収と比較するならば、事態の深刻さを認めることは容易であろう。

王権は税収の増加のために、新税に革新的性格をもりころ、その原則を厳密に実施するために予納制（abonnement）を排し、直接徴税制（régie）をとり財政における王権の一元化をはかったが、二十分の一税の実現を推進した財務総監マショーの失脚が示すようにこの試みは挫折し、アンシアン＝レジーム期を通じて実現されない。この失敗の原因としては、特権者の抵抗を認めねばならぬことはもちろんであるが、同時に、絶対王政の官僚機構がこれら革新的性格を有する新税を実現、維持する能力に欠けていることもまた指摘されねばならない。このように見てくれば、絶対王政の国家財政において、ペイ＝デタあるいは予納制が有する意味はもはや明らかであ

表 (9)

1757年1月現在二十分の一税未納額

年度	未納額
	（リーヴル）
1750	50,190
1751	142,380
1752	171,699
1753	123,066
1754	355,778
1755	529,267
1756	1,203,171
合計	2,575,555

る。

一七五六年に七年戦争が勃発すると、王権は直接徴税をすてて予納制をとるに至る。緊急に戦費を要する場合、直接徴税の失敗は決定的であった。

予納制の採用は、要するに、一七三四年の十分の一税における徴税方式への復帰を意味するものであるが、これが王国財政一元化への努力の挫折に続くものであるだけに、王権に対するペイ＝デタの存在意義は軽視できない。予納制の採用は王権の州財政・行政能力への依存を示すものである。ブルターニュは固有の財政を有し、また「《Commission intermédiaire》――《Bureaux diocésains》――《Correspondants》」によって、少なくとも「アンタンダン――シュブレゲ制」には匹敵する行政機構を保持していた。[48] 《Commission

表 (10)

二十分の一税税収

直接徴税	税収（リーヴル）			付加税（リーヴル）
1750	1,621,701			180,000
1751	1,589,855			180,000
1752	1,558,535			180,000
1753	1,156,949			180,000
1754	1,113,403			180,000
1755	987,354			180,000
1756	366,157			240,000
予納期間	第一 20分の1税	第二 20分の1税	第三 20分の1税	
1757—71	1,200,000	※ 1,200,000	（予納額は各々年額）	240,000
1772—79	1,330,000	1,330,000		266,000
1780—82	1,395,000	1,395,000		279,000
1783—86	1,395,000	1,395,000	886,666l. 3s, 4d.	279,000

（l＝リーヴル，s＝スー，d＝ドニエ）
※第二20分の1税の予納は1756年より。

intérmédiaire》の創設が認可された一七三四年に十分の一税が予納されたこともこの点で極めて特徴的である。

予納制によって二十分の一税の管理を州に委ねることは、単に徴税事務が州によって担当されることを意味するものではなく、予納制の性質上、二十分の一税の基本的性格である定率税を配賦税に変質するものであった。したがって、アンシアン＝レジトム期の直接税の欠陥である税収停滞の原因がここでもあらわれることになる。以後王権が二十分の一税により多くの税収をのぞむ場合、第二、第三の二十分の一税を重ねねばならぬことになる（impôt de surposition）。このように予納制は二十分の一税の性格をそこなうものであることは明白であったが、しかし、なによりも王権にとっては要求した税額を獲得することについて危険がなかったのである。（二十分の一税の税収については表(10)参照）[49]

註

（1）Henri Fréville *L'intnedance de Bretagne*(*1689-1790*) 1953, t.I, p. 151.

（2）《州三部会の特権身分は、十分の一税を予納することによって貴族の財政的特権の侵害を承認するよりも、その廃止が近い将来に約束されている束の間の租税の直接徴税をこうむることの方を明らかに好んだのである》A. Rébillon, *op. cit.*, p. 244.

（3）一七一〇年の十分の一税に関しては、徴税名簿の総額は分かるが、徴税名簿の原本、得られた申告書は失われているため実態は不明なところが多い。一七一〇年のものに関しては、十分の一税を予納する場合の資料として、一七四一年に《Commission intermédiaire》によって作成された《Inventaires des anciens roles et papiers concernant la levée du dixième de 1710-1711 et de l'année 1734》から知るのみであるという。*Ibid.*, p. 572.

（4）*Ibid.*, p. 572.

（5）Arch. nat., G^7 191, cit. par A.Rioche, *op. cit.*, p. 18.

更に、フェランは財務総監に、《高等法院の多数の司法官が昨年一月一日まで五期分の十分の一税を支払っていないことについて、あなたがブリアック（Brilhac）氏へ再び書簡を送る労をとられることが必要と存じます》と書き送っている。ブリ

アックは当時のレンヌ高等法院第一長官である。 Arch. nat., G⁷ 193, cit. par A.Rioche, *op. cit.*, p. 19.

財務総監デマレ(Nicolas Desmarets, marquis de Maillebois)は、このフェランの書簡について次の如く脚註を加えている。

≪レンヌの高等法院は、他の高等法院がまっ先に自己の申告を提出した如く、州全体に範を示していないことは疑いない。国王は、要求にそった者といまだそうせずにいる者との名簿を貴下に要求するように、私に命じられた。――以上、フェラン氏宛。彼の意見に従って第一長官に書簡を送ること≫ A.M. de Boislisle, *Correspondance des contrôleurs généraux des finances avec les intendants des provinces*, t. III, 1897. p. 375, n° 984.

(6) H.Fréville, *op. cit.*, t.I, p. 154.

(7) A. Rébillon, *op. cit.*, p. 573.

(8) *Ibid.*, p. 573.

(9) A.M. de Boislisle, *op. cit.*, pp. 319-20, n° 865.

(10) Arch. nat., G⁷ 193, cit. par A. Rioche, *op. cit.*, p. 160, n. (2)

(11) A. Rébillon, *op. cit.*, p. 573.

(12) *Ibid.*, p. 573.

(13) A. Rioche, *op. cit.*, pp. 21-22.

(14) *Ibid.*, p. 23.

(15) ≪原則は優秀であったが、実施はみじめなものであった≫ *Ibid.*, pp. 8-9.

(16) ブルターニュに関する一七一二―一三、一七一四―一五、一七一六―一七年の金額はそれぞれ一会計年度(ブルターニュでは州三部会の開催間隔に応じて二年が一会計年度である)の収税額から平均して年額としたものである。金額は A. Rébillon, *op.cit.*, p. 568°

全フランスの金額は財務総監明細書による。A. Rioche, *op. cit.*, p. 24, n.(1).

(17) 「買戻制」と「予納制」の相違についてであるが「買戻」は州三部会が自己の財政措置ないし起債によって一定額を納入し特定の租税の免税を獲得するものである。従って、各納税義務者からの徴税はなされない。他方「予納制」においては徴税が免除されず、本来は、王国の徴税区(généralités)におけるのと同一原則で徴税されねばならぬものであって、州三部会は約束された一定額を一定期間内に支払うにすぎないものである。A. Rébillon, *op. cit.*, pp. 530-31.

(18) *Ibid.*, p. 568.

(19) 州三部会は二年毎に、一週間程度の会期で開催されたものであったから、本来、行政的機能を欠いていた≪Commission intermédiaire≫は、休会期間中も設置されている(従って intermédiaire)常設の委員会であって、レンヌにおかれた≪Com-

mission intermédiaire》に対して、その下部機構として各司教区に《Bureaux diocésains》が置かれ、更に、その下に連絡通信員《Correspondants》が配置されるという集権的機構である。かかる《Commission intermédiaire》の設立によって、州は、初めて財務行政を十分に果たし得る能力を持つに至ったということができる。

《Commission intermédiaire》について簡単には、A. Rébillon, *Histoire de Bretagne*, 1957, pp. 136-39.

なお、《Commission》の成立事情については、A. Rébillon, *Les États de Bretagne*, pp. 290-312. H. Fréville, *op. cit.*, t.I, pp. 316 et suiv., 341-47.

(20) A. Rébillon, *Les États*, p. 575.

(21) *Ibid.*, p. 575.

(22) *Ibid.*, p. 576.

レンヌ司教から財務総監オルリー（Orry）への書簡（一七三四年七月二七日付）、《私がなした Basse-Bretagne 辺境地方への巡回は、申告を期待しうる理由が全くないことを明瞭に認識させた》

また、州三部会の財務官（trésorier général）ボワシェール（Boissière）は、一七三四年一一月三日に次のように付言している。《コミッションは十分の一税の徴収を検討するために、申告書の使用を考えた後、それを放棄し、恣意的な仕方で課税せねばならなかった》A.Rioche, *op. cit.*, pp. 165-70.

(23) A. Rébillon, *Les États*, p. 576.

(24) *Ibid.*, p. 574.

(25) *Ibid.*, p. 579.

(26) *Ibid.*, p. 580.

(27) Arch. nat., ADIX, 401, cit. par A. Rioche, *op. cit.*, p. 49.

表記の年号はそれぞれ十分の一税に関する王令発布の年を示す。

徴税実施期間は、一七三三年十分の一税に関しては一七三四年から三六年まで、一七四一年十分の一税に関しては一七四一年から四八年までである。

(28) 王権の意図が判明すると同時に動揺がある。《州三部会の要人が、二十分の一税の承認は三部会から力をもって奪いとられたものだ。十分の一税は実際には純粋かつ単純に二十分の一税の名で継続されたものだという噂を振り撒かせ、或いは振り撒いた》H. Fréville, *op. cit.*, t.I, p. 446.

(29) 財務総監マショーよりレンヌ司教ヴオレアル（Vauréal）への書簡（一七五〇年一〇月三一日付）によれば、《国王の意図は、ブルターニュにおける二十分の一税の徴収に関して特別な法を行うことではなく、王国全体において実施されているものと同じ原則をブルターニュに確立することである》Arch,

nat., H 323, cit. par H. Fréville, *op. cit.*, t.I, p. 449.

(30) A. Rébillon, *Les États*, p. 583.

(31) *Ibid.*, p. 584.

(32) 日付は一七五三年一一月三日。
Arch. dép. d'I-et-V. C 2149, cit. par A. Rébillon, *Les États*, p. 584, n.(29).

(33) A. Rébillon, *Les États*, p. 584.

(34) *Ibid.*, p. 586.
申告書は≪殆んど凡て不完全である。その理由は、それらが証拠書類を伴っていないからであり、また、司教区、小教区毎に区分されねばならぬのに混乱しており、一つの綴り（cahier）で提出されているからであり、一七四九年の十分の一税、一七五〇年の二十分の一税の徴税名簿番号を記載していないからであり、旧名簿において課税された所有権者について記載していないからである≫。
ヴィアルム（Pontcarré de Viarmes）――アンタンダン――より財務総監宛の書簡（一七五二年日付なし）
Arch. nat., H.327, cit. par H.Fréville, *op. cit.*, t.I, p. 451.

(35) A. Rébillon, *Les États*, p. 584

(36) *Ibid.*, p. 585.

(37) *Ibid.*, p. 585.

(38) *Ibid.*, pp. 585-6.

(39) *Ibid.*, p. 586.

(40) *Ibid.*, p. 587.

(41) *Ibid.*, p. 591.
但し、一七五三年の課税額が、レビョンにおいては五九一頁と註（36）で引用した五八五頁とで喰い違いがある。理由は不明である。

(42) *Ibid.*, p. 589.

(43) ≪一七〇四年四月の王令によって、王権はタイユ課税地方（pays taillables）の徴税区（élections）各主邑及びペイ＝デタの司教区の各主邑にシュブデレゲの世襲官職を創設した≫ H. Fréville, *op. cit.*, t.I, p. 82.
ブルターニュにおいてシュブデレゲ官職購入者はそれほど多くなかったらしいが、しかし≪シュブデレゲは、官職購入者であると否とに拘らず、一般に、官職（offices）としてシュブデレゲに譲渡されている名誉と特権を要求した≫ *Ibid.*, p. 84.

(44) A. Rébillon, *Les États*, p. 592.

(45) *Ibid.*, p. 591.
不動産二十分の一税が圧倒的部分を占め、商工業二十分の一が少額の税収しかもたらさなかったという事実は、全国的にも同様であった。例えば一七六〇年のペイ＝デレクションの税収を見れば、以下の如くである。
(イ) 不動産二十分の一税。約千二百五十一万リーヴル。

[ロ]官職・動産二十分の一税。約四十四万リーヴル。
[ハ]商工業二十分の一税。約七十一万リーヴル。
A.Rioche, *op. cit.*, p. 68, n.(1).

(46) A. Rébillon, *Les États*, p. 591.

(47) *Ibid.*, p. 593.

(48) ≪Commission intermédiaire の中央事務局と Commissions diosésaines 及び第一に軍隊宿営税（casernement）の徴収の任にある Correspondants の併存は、少なくともアンタンダン管区のシュブデレゲ網と同等の緊密さを有する大行政機構を設立するに至った≫。
H. Fréville, *op. cit.*, t.I, p. 345.

(49) A. Rébillon, *Les États*, pp. 569-71.

むすび

十分の一税、二十分の一税は絶対王政の財政危機に対する打開策としてあらわれたものである。危機に対処するためにこれら新税には近代的、合理的性格が与えられねばならなかった。なぜならば、旧来の直接税が身分制的要因によって制約をこうむっていたからであり――個人においては免税特権、ペイ＝デタには予納制など――、旧来の租税が配賦税として税収を停滞させていたからである。ここで新税には普遍的租税、定率税の性格がもりこまれる。しかし、これらの性格の実現には王国財政の一元化が前提されていなければならず、また、この実現過程こそが一元化を促進するはずのものであった。だが、国王官僚機構はこれら新税の革新的性格を実現し得る能力を有するものではなかった。その結果、王権は自己の官僚機構よりもペイに依存することになる。[1] これが予納制の意味である。そして予納制の採用と同時に新税の定率税としての性格は失なわれ配賦税に変質し、旧来の直接税と同様担税力の変化に対応しえず、税額の決定に多少とも恣意性を残したものとなる。

かように、絶対王政にとってペイ＝デタは王権の一元的支配を制約するものであったと同時に絶対王政はペイ＝デタを排除しうる内容を有するものではなかったのである。

（本稿は昭和三十八年度文部省科学研究費による研究の一部である）

註

（1）一七四九年一〇月一三日付のヴィアルム（Viarmes）――アンタンダン――の書簡によれば、《陛下は Commission によって、アンタンダンによる以上に多くの金額を得られましょうし、また不平や訴えなしに、費用をかけずにこれを得られましょう。》Arch. nat., H 320, cit. par H.Fréville, *op. cit.*, t.I, p. 466.